

第3回教育委員会定例会会議録

平成28年3月22日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	金 子 真 吾
	指 導 担 当 課 長	市 川 晃 司
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	本 多 孝 裕
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	荒 西 岳 広
	指 導 主 事	植 木 淳

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 平成28年国立市議会第1回定例会について	口 頭 説 明
議案第18号	教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について	
議案第19号	国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第20号	国立市立学校副籍制度実施要綱を廃止する訓令案について	
議案第21号	平成28年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について	
議案第22号	くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議案第23号	国立市立中学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議案第24号	くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について	
報 告 事 項	2) 国立市総合基本計画（第5期基本構想・第1次基本計画）について	当 日 配 布
	3) 給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況について	
	4) 国立市立学校給食センター施設整備計画について（意見書）	
	5) 平成27年度国立市文化財指定・登録について（答申）	
	6) 市教委名義使用について（5件）	
	7) 要望書について（1件）	
議案第25号	国立市文化財保護審議会委員の委嘱について	当 日 配 布
議案第26号	教育委員会職員の人事異動について	当 日 配 布

議案第27号	臨時代理事項の報告及び承認について (教職員の人事異動について)	当日配布
--------	-------------------------------------	------

午後2時00分開議

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。昨日、東京都も開花宣言ということで、いよいよ桜の季節が近づいてまいりました。

それでは、これから平成28年第3回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員は城所委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【是松教育長】 それでは、審議に入ります前に、本日の審議案件のうち、議案第25号、国立市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第26号、教育委員会職員の人事異動について及び議案第27号、臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）は、いずれも人事案件でございますので、秘密会としますがそれでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【是松教育長】 また、報告事項3、給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況についてと報告事項4、国立市立学校給食センター施設整備計画について（意見書）は、それぞれ関係がございますので、一括して説明の後、一括してご質問、ご意見をいただいでいくことといたしますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 最初に、教育長報告を申し上げます。

2月23日火曜日の定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業について、ご報告を申し上げます。

2月23日、定例教育委員会の前に平成27年度の第3回目となります国立市総合教育会議を開催いたしました。テーマを「子どもの貧困対策」といたしまして、市長と教育委員による協議を行ったところでございます。同日夜に社会教育委員の会を開催しております。

2月24日水曜日には、都立高校の一般入学試験が実施されました。

2月25日木曜日、給食センター運営審議会を開催しました。

また、この日より3月24日まで、国立市議会第1回定例会が開催されているところでございます。会期は29日間となっております。

2月26日金曜日、国立市情報公開及び個人情報保護審議会におきまして、通学路の安心安全カメラ設置に関する個人情報の取り扱いについて諮問をし、承認されたところでございます。

3月2日水曜日、校長会を開催いたしました。同日夜、文化芸術講演会を開催いたしております。講演会のテーマは、「レオナルド・ダ・ヴィンチの聖母子像～糸巻きの聖母を巡って」ということで、大東文化大学国際関係学部の田辺清教授にご講演をいただきました。

3月3日木曜日、28年度の教育課程届の受付を開始いたしました。3月10日までをもって、全ての学校より教育課程届を受けたところでございます。

3月4日金曜日、文化財保護審議会を開催いたしました。

3月5日土曜日には、「くにたちの教育」第142号を発行しております。

3月7日月曜日、この日より10日まで、市議会の予算特別委員会が開催されました。

3月8日火曜日に公民館運営審議会を、3月11日金曜日に副校長会を開催いたしております。

3月14日月曜日には、市議会の総務文教委員会が開催されました。なお、国立市議会第1回定例会の詳細につきましては、この後、教育次長より報告を申し上げるところでございます。

3月17日木曜日に、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会を開催しております。

3月18日金曜日、中学校3校におきまして、卒業式が挙行されております。

教育長報告は以上でございますが、2月26日の午後3時34分に、都内小学校複数箇所において爆発物を爆発させるというメールが東京都教育委員会に届いた件がございました。この件の対応につきましては、その旨、学校、保護者、関係機関へ通知するとともに、安全に配慮した当日の対策を各校へ指示し、対応したところでございますが、都内全域において事件は発生いたしませんでした。また、3月9日の14時48分ごろに、刃物で生徒を刺殺に行くという封書が都立第五商業高等学校に届いた件につきまして、これも必要な安全対応を図ったところでございますが、当日事件は発生いたしませんでした。

このところ、頻繁にこういった脅迫まがいのメールや封書が届く事件が起きておりますが、恐らく差し出した側はいたずら半分、おもしろ半分ということでございましょうけれども、現在のようなインターネット社会における匿名性がゆえに、こういう事件が起こりやすくなっております。まだまだ、この先も起こる可能性がございますが、各職員、施設等も危機管理意識、緊張感を持って臨みますが、必要以上にこのために通常の学校での教育課程や、市全体の業務が滞らないように配慮しながら、対応していくことになろうかと思っております。

教育長報告は以上でございます。

ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

山口委員。

○【山口委員】 この1カ月間の感想と幾つかご報告いただきたいことがあります。

まず、ご報告いただきたいのは、簡単でいいのですが、各部署とも年度末直前になっているわけですが、今年度の総括、全体の状況を一言ずつお願いします。細かくは、今後議題で出てくると思うので、今の状況の感想のようなものをそれぞれ言っていただければと思います。

2月から3月は、学校へ行く機会が余りないときでした。2月29日に新しく中学生になる6年生たちが、自分の行く中学校へ、私立に行く子も含めて全員行くらしいのですけれども、中学校の説明を受けるという会をやりました。私は、三中にお邪魔して、そこには三つの小学校から子どもたちが来てしっかりやっていました。生徒会の子どもたちを中心に模擬授業というのをやっていたのですが、感想として、小学生が並んでいるのを見て、真ん中に中学生がいたのですけれども、6年生でありながら小学生が非常に小さく見えるのですね。中学生になると、制服を着ているせいなのかもしれないのですが、これだけ成長するのだと改めて実感しました。

あと、卒業式は、先週の金曜日に第二中学校に行きまして、感動的といいますか、卒業をしてこの学校ともお別れだということを、子どもたちがしっかりと意識をする年ごろになっているのだなと実感させてもらいました。非常にいい卒業式だったと思います。

卒業式が終わったところで、現在の進路の状況を言える範囲でいいのでお願いします。あと各部署の年度のまとめのようなことを、これは時間をとってしまうので、一言ずつ1分以内でご報告していただければと思います。

○【是松教育長】 それでは、まず各部署の事業の年度末の状況について、順次簡潔に説明をお願い

します。

教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 教育総務課といたしましては、平成 27 年度、総合教育会議の開催ですとか、安心安全カメラの整備等、例年に比べると課題が多い年度ではございましたが、スケジュールどおりに今年度もこなせたのかなと思っております。

以上でございます。

○【是松教育長】 教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 教育指導支援課では、柱になる大きな事業が、ことし1年しっかりと位置づけができたかなというのが一番の強い思いです。また、細やかなところでは、保護者への対応、教職員のメンタルサポート、今後の課題などを感じているところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 生涯学習課では、今回も議案の提案をさせていただいておりますが、施設予約システム導入に向けて順調に進めていること、三中夜間照明の設置に伴い学校施設の開放を進めているほか、文化財では、本田家主屋の目録の作成、社会教育では、家庭教育の講座等、新たな事業に取り組んでおり、順調に進んでいる状況でございます。

以上です。

○【是松教育長】 給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 給食センターにつきましては、中学校の3学期の給食が本日で終了でございます。小学校においても明日で終了ということで、1年間を通して順調にきたのかなと思っております。

本日、ご報告をさせていただきますけれども、施設の老朽化が進んでおりますので、現在、給食センター検討部会において、施設整備計画の作成に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 公民館長。

○【石田公民館長】 公民館では、夏の空調工事が滞りなく終了したこと、また重点施策であります若者支援事業に関して、教育指導支援課、適応指導教室、教育センター、スクールソーシャルワーカーと連携をして、事業が展開できたところでございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 中央図書館長。

○【尾崎図書館長】 図書館長として、私が4月に着任したこともございまして、今まで図書館が大事に守ってきた事業を、1年間積極的に取り組んできたと思います。

また、私のほうでも新たに展開しようと思った事業があった1年でした。40周年記念誌も納品されまして、また皆さんに見ていただける機会となったかなと思っております。

以上です。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 学校施設の関係で、1件追加がございます。平成 27 年度におきまして、小・中学校 11 校分の体育館非構造部材の耐震化対策工事が完了したところでございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、各部署の年度末の状況はいかがでしょう。

山口委員。

○【山口委員】 簡潔にまとめていただいてありがとうございます。非常にわかりやすく良かったです。

○【是松教育長】 続きまして、中学校3年生の現在の進路の状況をわかる範囲でお願いします。

植木指導主事。

○【植木指導主事】 3月5日に都立高校一次募集、分割前期募集、合格発表がありました。その時点で、第3学年在籍者総数458名中、都立高校が243名、都内私立高校が171名、他県や国立の高校が19名、専修学校、就職、その他が11名、進路が決定をしております。

現在の段階で、進路未決定者は7名で、うち進学希望が4名おり、都立の定時制等を希望しております。

以上です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 ありがとうございます。新年度の4月まで1週間少しあるので、一人一人の子がそれなりの目標を、就職も含めて進んでくれるように、卒業式は終わってしまいましたけれども、中学校で面倒を見ていただくと非常にいいなと思います。一番大事な時期だと思いますので、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 ほかに、いかがでしょう。

城所委員。

○【城所委員】 2月末に「これからの教育広報を考えるシンポジウム」に参加をさせていただきました。多摩6市の教育委員会事務局の方々の提案から、広報戦略推進協議会というのが生まれ、あちこち視察に行かれたり、ご自分たちで勉強会等をなされたりしたそうで、その結果報告に行ってきました。

メンバーは若い方が多かったのですが、今までの広報紙で特に困ってはいませんが、このままでいいのかなという発想や、アクティブな立場でつくっていきたいという思いでこの会を立ち上げたということで、とてもおもしろい会だったと思います。

受け手の市民の裾野が広いので、どの部分をどの方にどのように届けていくかというのを、絞っていくことは難しいと思うのですが、つくり手の意思や思いというのは、必ず受け手のほうに届くと思うので、ぜひこれを機会に、広報紙の充実を考えていただくと大変ありがたいなと思いました。

パネリストの校長先生からのコメントの中で印象的だったのが、事務局の方に現場に足を運んでほしいということでした。実際何が起きていて、どんなことがリアルに起きているのかを目で見ていただいて、それを写真に撮ったり記事にして載せていただくと、もっとリアリティがあるのではないかとおっしゃられて、それがとても印象的でした。

それから、教育委員会そのものが知られていないのではないかとということにおっしゃっていて、私も確かにこの立場になるまで、少し遠い存在であったり、どんなことを具体的にしているのかというのが、私自身よく知らなかったこともあって、かかわらせていただいて、初めて自分で見に行ったり聞きに行ったりして、そういうものだったのかと思ったので、余り知られていないですね。そういうところも一つのキーとしてやっていけるのではないかなという印象を持ちました。

それから、学校関係のほうは、この1カ月前後の間にいろいろとありました。中学校入学説明会、

6年生を送る会や祝う会、あとは中学校で学習発表会等を催された学校等々ありまして、全校足を運ばせていただきました。その中で校長先生とお話できた学校もありました。年度末に当たって、今年度の課題がはっきりと見え、来年度に引き継ぐこともはっきりしていると伺いました。

早いもので、もう半月もすると新年度が始まります。学校においては、先生方のメンバーが変わったり、校長先生が変わられたり、副校長先生が変わられたり、そういうことが出てくると思うのですが、新年度になって子どもたちと保護者を迎えて、また一からチームをつくって、学校というものが運営されていくと思います。

手元に全教育課程をいただいているのですけれども、ぜひこの教育課程にのっかって、子どもたちも保護者も先生方も、一人もこぼさず地域を巻き込んで、来年度の今ごろにはいい1年だったなど、どの学校もどの地域の子どもたちも保護者も言えるような年度を迎えていただきたいなと思います。事務局も人数が少ない中、たくさんのサポートがあると思うのですが、どうぞよろしく願いいたします。

卒業式は、一中のほうに参加させていただきました。伝統校ということで、きりりとした雰囲気の中にも温かな雰囲気で式が運営されました。一人一人の顔を見ると、いろいろなことがあった3年間だったのだろうなという思いをしました。先ほど、植木指導主事からもご報告がありましたように、進路はその子によって別々かもしれないのですけれども、一人一人が、自分にとって幸せな道を歩いていただけるといいなという思いで送らせていただきました。

以上です。

○【是松教育長】 ご感想、ご意見ありがとうございました。ほかにいかがですか。

高橋委員。

○【高橋委員】 私、三中にお邪魔しました。三中の校歌の一節に「寒さに耐えて花開く、梅の香りに包まれて」とあります。穏やかな天気で、梅が咲く中、三中の卒業式が行われました。礼儀正しく真剣な表情の卒業生と、私語をする生徒が一人もない在校生の姿が、厳粛な卒業式を演出していたと思います。

証書授与の際のBGMは、今年度の合唱コンクールで歌った曲、みんなで頑張った歌声が流れました。生徒たちは感きわまって泣いてしまう、特に1組の女子が多く泣いていました。義務教育最後の卒業証書授与というのは、先生方の見事なチームワークで思い出に残る式になったと思います。

式が進んでいくに従って、卒業生を送る言葉の中に、先輩たちが築いた三中のよき伝統を引き継ぎますとの強いメッセージが述べられていたわけです。卒業生巣立ちの言葉の中で、代表生徒6人による中学校の思い出が述べられ、仲間とともに頑張った様子が私たち参加者にも伝わってきました。そして、卒業生の力強い合唱で締めくくられ、最後に、「あなたへ～旅立ちに寄せるメッセージ～」という曲を教職員も一緒に全員で合唱して、感動的な卒業式の幕を閉じました。

以上です。

○【是松教育長】 卒業式の報告、ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。



○議題（2） 報告事項1）平成28年国立市議会第1回定例会について

○【是松教育長】 それでは、報告事項1、平成28年国立市議会第1回定例会についてに移ります。宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 それでは、平成 28 年国立市議会第 1 回定例会について、ご報告申し上げます。
本定例会は、平成 28 年 2 月 25 日から 29 日間の会期で開催しております。

初日の本会議では、平成 28 年度国立市一般会計予算案等市長提出議案 33 件と陳情 3 件が提出され、即決案件 1 件を除き、各常任委員会及び予算特別委員会にそれぞれ付託されました。

また、3 月 3 日には、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等、市長提出議案 12 件が追加提出され、人事案件 2 件を除き、各常任委員会にそれぞれ付託されました。

2 月 27 日土曜日には、市長施政方針表明に対する会派代表質問が行われました。いわゆる土曜議会でございます。

2 月 29 日から 3 月 3 日までの 4 日間は一般質問が行われました。21 名の議員が一般質問を行い、このうち 14 名の議員から教育にかかわる質問がありました。

未来のくにたち・望月議員より、国立市と教育機関の連携について、新しい議会・石井議員より、小中学校の食後の歯磨きで虫歯ゼロを目指す取り組みについて、障害者差別解消法の施行に伴う市立小中学校での対応について、公明党・青木議員より、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の成果と今後の取り組みについて、自由民主党・明政会・高柳議員より、親子が出歩きやすいまちづくり事業について、公明党・小口議員より、東京オリンピック・パラリンピックについて、自由民主党・明政会・石塚議員より、通学路等への防犯カメラ設置について、共産党・住友議員より、中地域の通学路について、新しい議会・渡辺議員より、事務事業評価に関連し、広報紙の対応について、公立小中学校での主権者教育の対応について、自由民主党・明政会・青木議員より、国立市体育協会について、こぶしの木・上村議員より、社会教育について、こちら公民館の関係でございます。新しい議会・藤江議員より、施設予約システムについて、共産党・尾張議員より、不登校の子どもたちの支援を広げるための施策について、教育委員会として組体操の安全基準を設けるべきだがどうか、グリーンパスの免除制度を復活させてはどうか、自由民主党・明政会・石井議員より、給食センターについて、自由民主党・明政会・遠藤議員より、国登録文化財の本田家住宅主屋と薬医門について、以上の質問がありました。

3 月 4 日には、全員協議会が行われ、国立市第 5 期基本構想の第 1 次基本計画について報告がありました。

3 月 7 日から 10 日までの 4 日間は予算特別委員会が行われ、平成 28 年度の各会計予算案が審査されました。

3 月 14 日に総務文教委員会が、15 日に建設環境委員会が、16 日に福祉保険委員会が開催され、本会議からの付託案件が審査されました。これら常任委員会は、今回からインターネット中継が始まりました。

あす、3 月 23 日と 24 日に最終本会議が開催される予定で、さらに 2 件の補正予算案が追加提案される予定です。委員会で審査された市長提出議案は、審査状況からすると、全て原案可決されるものと考えてございます。

以上、平成 28 年国立市議会第 1 回定例会の報告でございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 市議会報告が終わりました。ご質問、ご感想等、ございますでしょうか。

◇

○議題（３） 議案第 18 号 教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 では、ないようでしたら、次に、議案第 18 号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 18 号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案についてご説明いたします。

当議案につきましては、学校長から教育長への学校施設等の使用状況の報告について、校務軽減などを目的としまして、報告しなければならない案件を整理するための改正となっております。

それでは、具体的な改正内容をご説明いたします。議案を 2 枚おめくりください。A 4 横刷りの本訓令案の新旧対照表となっております。表の左側が改正後、右側が改正前となり、アンダーラインが引いてある場所が改正箇所となっております。

第 2 条の第 14 号をごらんください。第 2 条は、教育長が校長に委任する事務を列記した条となっておりますが、第 14 号の 1 行目は単純な表記の整理となっております。2 行目のただし書きにおいて、使用料を徴収する場合の学校施設等の使用に関するものを追加をし、もともと規定のあった学校開放に関するものとあわせ、例外的に学校長に委任できない事務としております。

この改正は、使用料を徴収する学校施設の使用については、より慎重な判断をする必要があるだろうとの考えから、学校の判断ではなく、教育長の判断で許可する規定とするものです。

使用料を徴収する場合については、現状では、ロケによる学校施設の使用のみとなっております、従来より校長の判断ではなく、教育委員会事務局の判断で使用を許可しておりましたので、この改正による事務手続の変更等はございません。

続きまして、第 4 条です。第 4 条は、校長が教育長より委任された学校施設等の使用許可の承認について、教育長に報告する旨を定めております。今回の改正においては、この第 4 条にただし書きを追加し、PTA 活動や学校がかかわる地域活動、また市が主催する事業に関する学校施設の使用許可等について、報告の対象から除外しております。

具体的には、これまで報告を受けていた定例的に行われている地域のクラブ活動ですとか育成会の活動、放課後キッズ、選挙、防災訓練など、報告の対象から外していくこととなります。

これにより、現状報告を受けている事項はほとんどの場合、報告の必要がなくなり、例外的なもののみ、報告を受けるということとなります。当然、何かあったときには、使用許可の状況を確認する必要があるため、報告の必要がなくなっても、記録はこれまで同様、学校にはつけておいてもらうよう依頼をいたします。

最後に付則でございます。施行日を平成 28 年 4 月 1 日からとし、第 4 条ただし書きの報告の除外については、平成 28 年 4 月 1 日以降に行う使用許可等に適用するとしております。よって、3 月 31 日以前に行った学校施設の使用許可等については、従来どおり報告を受ける形となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などありますでしょうか。

それでは、皆さんご異議がないようですので、採決に入らせていただきます。

本議案について、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【是松教育長】 ありがとうございます。議案第 18 号、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題（４） 議案第 19 号 国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第 19 号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 19 号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案についてご説明させていただきます。

今回の改正は、学校教育法の改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日より、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることに伴い、規定の整備をするものです。

具体的な改正内容です。議案を 2 枚おめくりいただき、A 4 横刷りの本訓令案の新旧対照表の 1 ページをごらんください。先ほどの議案と同じく、アンダーラインを引いてある箇所が改正箇所となります。

第 2 条をごらんください。この条では、就学援助の支給対象者を規定しておりますが、第 2 項において義務教育学校を追加しております。これは、国立市内には義務教育学校ができる予定は当面ありませんが、区域外就学により、国立市に在住する児童生徒が他市の義務教育学校に通う場合、当該児童生徒に就学援助を支給する場合も想定されますことから、規定の整備を行うものです。

続きまして、別表第 2 の関係です。別表第 2 は、就学援助の支給項目、支給対象、支給内容等を規定したものとなります。1 枚おめくりいただき、2 ページをごらんください。一番下の備考欄からご説明をいたします。

まずは、備考の項目がふえたことから、備考に番号をふっております。そして、備考の 3 と 4 を追加しており、表の中の小学校、中学校という規定に、それぞれ義務教育学校前期課程、義務教育学校後期課程が含まれることを明記しております。これは、義務教育学校においては、小学校に該当する課程を前期課程、中学校に該当する課程を後期課程としていることから備考を追加するものです。

これに伴い、別表第 2 表中の支給対象学年の欄に、これまでは小 1、中 1 と略称で記載のあった規定を、小学校第 1 学年、中学校第 1 学年といったように正式名称に改め、その規定の中に義務教育学校前期課程、後期課程が含まれていることを明確に読み取れるようにしております。

最後に、新旧対照表中に記載はございませんが、付則において、本訓令施行日を学校教育法の施行日にあわせ、平成 28 年 4 月 1 日としております。

説明は以上です。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 少し不勉強でわからないのですが、義務教育学校に関して、学年の呼び方というのは、第 1 学年から第 9 学年までですか。

○【是松教育長】 金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 不確かなのですが、1 学年から 9 学年という呼び方で、各自治体で定めて呼んでいると考えます。

○【山口委員】 その書き方で、大丈夫ですか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 そちらの書き方なのですが、こちらでも確認させていただきまして、東京都、国のほうの特別支援教育就学奨励費の要綱がございまして、そちらの中で同じような表記を使っておりますので、そちらを参考にさせていただいて、規定を作成したところです。

○【山口委員】 わかりました。ありがとうございます。

○【是松教育長】 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆さん、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 19 号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。



○議題(5) 議案第 20 号 国立市立学校副籍制度実施要綱を廃止する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第 20 号、国立市立学校副籍制度実施要綱を廃止する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 20 号、国立市立学校副籍制度実施要綱を廃止する訓令案についてご説明いたします。

まず、この要綱に定められている副籍制度について、簡単にご説明をいたします。都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の公立小中学校に副次的な籍、いわゆる副籍を持ちまして、その学校の行事への参加などの直接的な交流やお便りの交換などの間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持などを図る制度となっております。

平成 27 年度におきまして、国立市の公立学校に副籍を置いている児童生徒は全部で 17 名おります。小学校 8 名、中学校 9 名となっております。うち、直接交流を行っている児童生徒が 8 名、間接交流を行っている児童生徒が 6 名、副籍を置いているのみで、実際交流はしていない児童生徒が 3 名となっております。また、特別支援学校別では、府中市の武蔵台学園が 9 名、府中けやきの森学園が 7 名、立川ろう学校が 1 名となっております。

本訓令案につきましては、国立市立学校副籍制度実施要綱を廃止するために提案するものですが、その理由をご説明をさせていただきます。

この副籍制度につきましては、東京都が詳細なガイドラインを定めておりまして、そのガイドラインにおいて、副籍制度を利用する場合の手続ですとか、その手続に使用する様式などが具体的に規定をされております。国立市においては、平成 20 年にこのガイドラインに対応する本要綱を定め、運用してきたところです。

ここで、東京都がガイドラインを大幅に改めたことから、それに対応する本要綱につきましても全部改正をする必要があり、情報管理課と協議を重ねてまいりました。その中で、東京都のガイドラインがあるため、市においては要綱を定める必要性というのは低いだらうと、また事務手続を規定した実施要領のレベルでの制定でいいのではないかとの見解が出されております。現状の要綱の規定のままですと、東京都のガイドラインが改正されるたびに要綱改正が必要となりまして、事務手続上も効率的とは言えない状況です。

よって、本要綱を廃止をさせていただいて、要綱にかわるものとして、今後、教育次長決定の国立

市立学校副籍制度実施要領を定めさせていただいて、国立市における副籍制度の利用手続ですとか様式を定めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願ひします。

山口委員。

○【山口委員】 直接はこの議案と関係はありませんが、1年ぐらい前に、小学校だった気がするのですが、行ったときにちょうど公開授業でホームルームをやっていて、今度、副籍制度の子を迎える日があると。その際にどういうことをやろうかと、みんなでディスカッションをしていました。真剣に子どもたちが考えて、やってくる子も不安の中で交わりを持つわけですけれども、いい形でやられているのだなというようなことを感じたものですから、感想として述べさせていただきました。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第20号、国立市立学校副籍制度実施要綱を廃止する訓令案については可決といたします。



○議題(6) 議案第21号 平成28年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について

○【是松教育長】 次に、議案第21号、平成28年度国立市立小・中学校の教育課程の受理についてを議題といたします。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 それでは、議案第21号、平成28年度国立市立小・中学校の教育課程の受理について説明いたします。

教育課程編成届け出の説明会において、教育課程の編成の重点として、以下の3点を最重点として示しました。1点目は、いじめや自殺防止、防災教育といった「命の教育の充実」、2点目は、問題解決的な学習を重視した授業改善、3点目はインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育の推進と校内体制の整備です。これらの指導の重点を踏まえて作成された教育課程を、3月3日から3月10日までの期間で受け付けました。

これより、教育課程の内容を1校ずつ説明してまいりますけれども、膨大な量になりますので、学校ごとに説明を受けたその説明をもとに、平成28年度特に力を入れて取り組んでいくポイントを絞って紹介させていただきますので、よろしくお願ひします。詳細につきましては、お手元の教育課程の原本の写しをごらんになってください。なお、これからご説明する内容についてのキーワードをまとめたものを議案鏡文の次にご用意いたしましたので、あわせてご参照いただければと思います。

それでは、初めに、国立第一小学校です。

本校のキーワードは、「学力向上」、「体力向上」、「インクルーシブ教育システム」です。

1点目の「学力向上」については、課題となっている基礎・基本の定着に重点的に取り組んでまいります。朝学習を活用し、個の実態に応じたきめ細やかな指導を推進するとともに、東京ベーシックドリルを有効活用して、基礎・基本の確実な定着を図ります。

2点目の「体力向上」については、年間を通じて「なかよしタイム」を充実させます。取り上げる運動は、どの学年でも取り組みやすく、日常化しやすい長縄跳びを中心に行う予定です。期間を区切りながら学校全体で活動を盛り上げて、体力の底上げを図ります。継続している体力向上週間については、短縄跳び、持久走を中心に、平成28年度実施してまいります。

3点目、「インクルーシブ教育システム」については、特に交流及び共同学習に力を入れて取り組んでまいります。特別支援学級と通常学級の「仲良くなろう集会」なども計画的に実施してまいります。特別支援教育の校内委員会、交流学习検討委員会なども今年度よく機能しておりましたので、平成28年度も組織的に特別支援教育を推進してまいります。

次に、国立第二小学校です。

本校のキーワードは、「自己肯定感」、「家庭・地域との連携」、「インクルーシブ教育システム」です。

1点目、「自己肯定感」については、特に特別活動を充実させ、高学年の学校参画意識を高める取り組みを実施してまいります。縦割り班活動や総合的な学習の時間における下学年への「引き継ぎ活動」などにより、夢や希望を持って取り組む高学年を育成します。ここ2年かけて学校主体で整えてきた学校生活の共通理解事項「二小スタンダード」ですが、平成28年度はよりよいものにしていくという児童の主体的な取り組みを支援するようにしてまいります。

2点目、「家庭と地域との連携」についてです。家庭との連携により、個に応じた指導の充実を図る「二松ウィーク」や、地域の教育力を活用した「二松クラブ」を継続してまいります。「チーム学校」としての組織づくりを進めることができるよう、地域、保護者の理解と協力を十分に得られるようにしてまいります。

3点目、「インクルーシブ教育システム」については、平成28年度、新たに自閉症情緒障害特別支援学級を開級いたします。在籍児童の実態に応じた交流及び共同学習を推進するとともに、合理的配慮のさらなる充実を図ります。

次に、国立第三小学校です。

本校のキーワードは、「問題解決的な学習」、「オリンピック・パラリンピック教育」、「家庭・地域との連携」です。

1点目、「問題解決的な学習」については、今年度、言語能力向上拠点校として取り組んだ研究を基盤に、さらに科学的な思考力を育む指導法の研究を全学年で行っていきます。若手が多い教員構成を踏まえ、OJTによる授業力向上にも引き続き力を入れて取り組んでまいります。

2点目、「オリンピック・パラリンピック教育」については、都の事業を活用しながら、可能な限りアスリートやオリンピック関係者を招聘し、交流を通して子どもたちにじかにスポーツの楽しさを感じてもらえるように計画しております。また、今年度行った週に一度の30分間ロング中休みですが、児童へのアンケート調査の結果、成果が上がっていると判断し、来年度も実施してまいります。

3点目、「地域・家庭との連携」につきましては、これまでの取り組みに加え、幼・保・中・高との連携行事を重点として位置づけ、さらなる充実を図ってまいります。

次に、国立第四小学校です。

本校のキーワードは、「学力向上」、「心の教育」、「安全教育・防災教育」です。

1点目、「学力向上」について、来年度、本校は市の研究奨励校としての発表の年を迎えます。算数科について、学習の進め方や学習形態などを共通理解できるように「四小スタンダード」を確立し、

その成果を発表いたします。教科担任制も継続してまいりますので、授業の質の向上により、児童の学力を高めてまいります。また、読書活動にも力を入れ、朝読書、読み聞かせ等について、例年以上に充実させてまいります。

2点目の「心の教育」については、まずはいじめに対する取り組みに力を入れてまいります。今年度機能した学校いじめ対策委員会を中心に、教員間の情報共有を密にし、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。不登校については、関係機関との協力をした取り組みにより、現在一人もいないような状況でございますので、引き続き未然防止の取り組みを進めてまいります。また、特別教科、道徳の時間の授業力向上も目指します。道徳教育推進教師を中心とした道徳における授業のスタイルを共通理解し、学校全体で授業の質の向上を図ってまいります。

3点目、「安全教育・防災教育」については、計画した年間計画を通じて、確実に実施してまいります。地域の防災訓練については3年目となりますので、市の防災課、地域住民、保護者と連携して改善を図ってまいります。

次に、国立第五小学校です。

本校のキーワードは、「授業改善」、「インクルーシブ教育システム」、「オリンピック・パラリンピック教育」です。

1点目、「授業改善」については、引き続き、問題解決的な学習過程を重視した授業づくりに取り組んでまいります。「くにごメソッド」の研究の成果を基盤として、「汎用的能力の育成」をテーマに校内研究を進める予定です。教員の研修・研究の時間を確保するために行う校務改善にも、引き続き力を入れて取り組んでまいります。

2点目、「インクルーシブ教育システム」については、特別支援学級担任と通常学級担任が連携した交流及び共同学習をこれまで以上に充実させてまいります。特別支援学級担任を講師とした合理的配慮等についての校内研修を実施するなど、教員の資質向上にも力を入れてまいります。

3点目、「オリンピック・パラリンピック教育」については、これまでの体力向上の取り組みに加え、国際理解教育についても重点的に取り組んでまいります。既に実施している外国人留学生との交流を、オリンピック・パラリンピック教育として発展させる計画を立てております。

次に、国立第六小学校です。

本校のキーワードは、「学力向上」、「インクルーシブ教育システム」、「OJT」です。

1点目の「学力向上」については、東京ベーシックドリルを有効活用して、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図ります。他校では実施していない朝 15 分間のモジュールの時間を設定し、通常の授業の内容理解に必要な知識、技能の確実な定着及び学んだことの習熟を図ります。モジュールの実施に当たっては、学習指導要領に定められているとおり、教科の内容を指導するのに実質的に必要な時間として確保することが前提となることから、モジュールの計画については事前に提出を受け、事務局が内容の妥当性を確認した後に届け出を受け付けております。

2点目、「インクルーシブ教育システム」については、ここ数年進めてきた通級指導学級と通常学級との連携が成果を上げ始めておりますので、平成 28 年度も引き続き充実を図り、通常学級における合理的配慮の推進を図ります。

3点目、「OJT」については、既に定着している若手教員の研修の場、「若六会」を充実させるとともに、学校として共通理解のもとに行う「六小スタンダード」を設定し、OJTの中で有効な知見を全教員に広げるようにしてまいります。

続いて、国立第七小学校です。

本校のキーワードは、「学力向上」、「家庭・地域との連携」、「環境教育」です。

1点目の「学力向上」については、4年間進めてきた国語科の研究から、近年課題の見られる算数科の学力向上を図るために研究を切りかえる予定です。教員の授業力向上を図るとともに、習熟度別指導の体制を改めて見直し、推進委員会を中心に、意図的、系統的な計画を立てて取り組んでまいります。

2点目の「家庭・地域との連携」については、地域人材を活用した授業を積極的に取り入れていくとともに、平成28年度も学校の様子や学校の考えを発信すべく、学校だよりや学年だよりに加えて校長室だよりを発行し、家庭・地域の理解を得られるようにしてまいります。学校ホームページも今年度頻繁に更新いたしましたので、平成28年度も最新の情報を公開できるようにしてまいります。

「環境教育」については、校庭や校舎内の自然観察学習の場を設けるとともに、自然だよりを発行し、児童の環境についての見方や考え方を育ててまいります。

次に、国立第八小学校です。

本校のキーワードは、「研究奨励校発表」、「インクルーシブ教育システム」、「オリンピック・パラリンピック教育」です。

1点目、「研究奨励校発表」については、これまで2年間進めてきた言語能力向上拠点校としての研究に加え、今年度から市の研究奨励校としても研究を進めてまいりました。平成28年度は発表の年となります。理科、生活科における「わかる・できる・つかえる」をテーマとした研究成果を発表いたします。

2点目、「インクルーシブ教育システム」については、現在行っている交流及び共同学習について、さらに組織的、計画的な実施を目指します。「クローバータイム」の充実を図り、ユニバーサルデザインについて学んだり、しょうがいしゃとのかかわりを通して学んだりといった福祉教育にも力を入れてまいります。

3点目、「オリンピック・パラリンピック教育」については、これまで取り組んできた「パワーアップタイム」を改善し、体力テストの結果を踏まえた重点的な取り組みを計画してまいります。こちら「クローバータイム」を利用し、外国人留学生との交流など、国際理解教育を充実させることにより、オリンピック・パラリンピック教育の趣旨を踏まえた教育活動を展開してまいります。

続いて、国立第一中学校です。

キーワードは、「グローバル化の視点」、「インクルーシブ教育システム」、「OJT」です。

1点目の「グローバル化の視点」については、2年前から始まった留学生との交流活動を充実いたします。また、生徒が英語で発信する機会もふやすことができるように検討してまいります。外国語科の授業では、加配教員を活用した習熟度別指導を実施し、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

2点目、「インクルーシブ教育システム」については、今年度、学校全体で取り組んできたユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり及び基礎的環境整備をさらに進めてまいります。

交流及び共同学習については、個に応じた計画を立てるとともに、特別支援学級在籍生徒が通常の学級で授業を受ける際、授業者との連携を密にして必要な手だてを講じてまいります。

3点目、「OJT」については、これまで若手教員の資質向上に大きな成果を上げてきましたので、引き続き主任教諭の役割を明確にしながら、組織的、計画的に推進してまいります。

次に、国立第二中学校です。

本校のキーワードは、「インクルーシブ教育システム」、「学力向上」です。

1点目、「インクルーシブ教育システム」については、教員によって理解やスキルの度合いに差がある現状を踏まえ、全教員の力量を向上させるための校内研修に力を入れて取り組んでまいります。月に2回の教育相談部会と月に1回の特別支援教育部会を開催し、楠学級担任やスマイリースタッフとも連携を密に行って、生徒の個々の教育ニーズに応じた対応も充実してまいります。

2点目、「学力向上」については、これまでも実施してきた補習教室や質問教室を組織的、計画的に運営し、さらなる充実を図ります。また、次年度も本校の課題である家庭学習に対する支援を積極的に行います。「1ページノート」や「自学ノート」など、学校全体で取り組めるようにしてまいります。数学及び外国語においては、習熟度別指導を行い、指導法の工夫改善を通して、生徒の学力向上を図ってまいります。これまでの研究成果である4人組を基本としたグループ学習も継続し、生徒の思考力、判断力、表現力を育ててまいります。

次に、国立第三中学校です。

本校のキーワードは、「インクルーシブ教育システム」、「生活指導」、「地域との連携」です。

1点目、「インクルーシブ教育システム」については、2年が経過したA組の取り組みを生かしながら、通常学級における授業のユニバーサルデザイン化を目指します。誰もがわかりやすい授業について教員間で共通理解を図り、創意工夫ある指導を実践してまいります。

2点目、「生活指導」については、不登校対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室指導員等との連携を継続し、未然防止、早期対応に努めてまいります。また、3年目を迎えるいじめ防止プログラムについては、スクールバディ活動が活発に行われている状況にありますので、他校とも情報交換をしながら、生徒の意欲を支援してまいります。

3点目、「地域との連携」については、これまで構築してきたさまざまな機関との連携を大切にしております。立川青年会議所による面接指導や模擬投票、ロータリークラブの国際交流活動、立川税務署による租税教室、東京都障害者スポーツセンターとの連携による車椅子バスケットボール体験など、さまざまな機関との協力を得ながら、教育活動の充実を図ります。

次に、特別支援学級です。

各校の特別支援学級は、基本的に通常学級の内容を含めた教育課程編成となっております。今、ご紹介してきた各校のキーワードについて、特別支援学級においても可能な限り取り組んでまいります。

知的障害学級については、知的障害特別支援学校に関する規定を参考にして教科指導等を行いますので、2表のBの1においては、特別支援学校の各教科の内容で時数を計上しています。

今回初めて教育課程届け出を行う二小の自閉症情緒障害学級については、原則、知的なおくれない児童生徒を対象としていることから、2表のBの1においては、通常の学級の各教科の内容で時数を計上しております。あわせて、自閉症情緒障害学級は、通級指導学級で行われている自立活動、こちらのほうも時数を多く計上しております。

また、平成28年度は、どの学級も交流及び共同学習に力を入れて取り組んでまいります。特に、一人一人の状況に応じて、個別に通常の学級の授業に参加する取り組みは、学級担任との連携を図りながら、これまで以上に実施していく方向です。これまで培ってきた合理的配慮の研究の成果を生かし、通常学級での学習を支援してまいります。

各校の教育課程の説明については以上ですが、国立市立学校の管理運営に関する規則第3条に定め

られている学期の期間について、平成 28 年度も中学校が 2 学期を 3 日早めて実施いたしますので、本教育課程の届け出をもって校長からの申し出を受理することといたします。

また、同規則第 4 条の 2 項に定められている休業日に授業を行う際は、例えば土曜日の授業公開であったりとか、運動会、夏季休業日中の野外体験教室、こういったものについては、委員会の許可が必要となっておりますけれども、本教育課程をもって受理することといたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 ただいま荒西指導主事より、膨大な教育課程の届けに関して、キーワードを主体に集約していただき、要点的な説明をしていただきました。通常学級、特別支援学級通して、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 感想と質問ですが、去年の 12 月に教育課程届け出の説明会があり、少し説明を聞かせていただいたのですが、各学校で練られてこうやって出してこられ、また去年と同じように要点をまとめていただき、非常にわかりやすく、我々も見やすくありがたいと思っております。

全体的な感想ですけれども、例えば「二小スタンダード」とか「六小スタンダード」のような、それぞれの学校の独自性、「くにごメソッド」は、今回書いていないようではございますけれども、学校が自分たちの特性を出してといった部分が垣間見れて、それぞれの特色を出しつつ、教育課程がやられているなど非常にいい感想を持ちました。

質問ですけれども、この要点の中では読み取りにくいのですが、ことしの最重点の課題で、「命の教育」が言われています。その部分が当たり前のように入り込んでいるのだらうと思うのですが、特別に出されているのが少ないものですから、全体を見た感想というか、指導主事のほうで見た意見を聞かせていただければと思います。

○【是松教育長】 それではお願いします。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 「命の教育」については、いじめや自殺防止とか防災教育など、広範にわたる内容になっております。大きく基本方針のところで、触れられている学校もございますが、全体のアナウンスとしては、この教育課程届け全体を通じて、どこかに必ず位置づけをして重点化してくださいとお願いをしています。年間計画の中に、例えば平和の教育、戦争体験者の話を聞く会などを位置づけていたり、いじめ防止の関係で、道徳教育の年間計画に位置づけていたり、そういった形で全体を通じて位置づけていただいている形となっております。

以上です。

○【是松教育長】 山口委員、よろしいですか。

○【山口委員】 ありがとうございます。「命の教育」といいますか、言葉で言うと「人権」ということになるのかもしれないですが、子どもの尊厳を守るというか、子どもが人として生きていくことをベースとして考えることだと捉えていて、それが教育の基本だらうと思います。その辺が定着していると理解しました。私もまたしっかりみていきたいと思っております。ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 全体的な感想です。全部目を通させていただきました。ポイントをまとめて説明していただいたので、さらによくわかりました。

インクルーシブ教育システムは、先ほど市議会からもいろいろご質問等をいただいて、いよいよ4月からの施行ということになります。交流及び共同学習というキーワードがどの学校にも入っていたのですが、一中だけは、通常学級の担任との親密な連携を図ると、わざわざこの一文を入れています。教室にいたから一緒に学んだという形で終わらせないように、ぜひその子が、教室に行って1時間やったという手ごたえを感じさせるような内容にさせていただかないと、時間だけ行って帰ってきてということでは少しもったいないと思います。各校には、気をつけていただきたいなと思います。

あとは、家庭・地域との連携とわざわざ上げているところも何校かあります。学校は地域の中にあるので、地域と保護者と学校とが、そろって連携をとった中で子どもたちが育っていけるというのはとてもありがたいことだなと思います。いろいろ情報は発信していると思うのですが、全てのところまで行き届くというのは、先ほどの広報紙と一緒にすけれども、受けとめ方いろいろだと思いますので、また1年よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 小学校におけるキャリア教育について、各校どのような取り組みをしているのか。文言としては、七小、八小でキャリア教育の推進をうたっております。わかる範囲でよろしくお願ひします。

○【是松教育長】 荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 小学校のキャリア教育ですけれども、最終的な職業ということにかかわらず、生き方全体の教育ということで、教育活動全体を通じて行われていくものです。全体の計画の中で位置づいていますけれども、主に際立って出てくるのは総合的な学習の時間で、多くの学校が卒業前に自分なりのテーマを決めて、将来の夢にかかわる内容に取り組むなど、具体的な取り組みを進めているところです。また中学校との連携ということで、上級学校の知識や理解を得るような時間を設定してございます。そういったものを全体として各校で計画、実施している状況でございます。

以上です。

○【高橋委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 不登校の子どもたちの対応について、教育センター、支援センター等との連携ということが、どの学校にも入っているのですけれども、学校とその子がどこに行っているのか、例えば適応指導教室に行っているとか、おうちで過ごしているとか、その辺の把握をぜひしていただきたいと思います。

西所長がいつも学校訪問のときにおっしゃっているのですけれども、ぜひ担任の先生は時々センターに行ってその子のお顔を見たりとか、無理がない程度に状況の把握等をお願いしたいと思います。

それから、先ほどのインクルーシブ教育に絡んでなのですけれども、就学支援委員会等が適宜開催されていると思うのですが、そちらの保護者の方のご理解等、いろいろあると思うので、そのご家庭のリズムに合ったというか、その辺で丁寧に進めていただければなという願ひがあります。よろしくお願ひします。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

嵐山委員、お願いします。

○【嵐山委員】 それぞれ小学校も中学校も、一生懸命先生の工夫が、校風が出ていていいなと思いました。小学校は「学力向上」が4校あるのですね。

一小は、基礎・基本の定着、それから縄跳びを「体力向上」に入れて、二小は、「二小スタンダード」の主体的なかかわりという、これは二小ならではだと思えます。それから、三小は、「問題解決的な学習」、四小は、「学力向上」ですが、授業の質を高めるための工夫、それから「心の教育」。五小は、「授業改善」と積極的にいろいろテーマを上げています。六小、七小も「学力向上」、八小は、「研究奨励校発表」、問題解決的な学習を重視した授業改善と、それぞれ特色を出しておもしろいなと思っています。三小の「オリンピック・パラリンピック教育」で週に1回 30 分間ロング中休みというのは、いいなと思って、いろいろなアイデアがあってそれぞれいいと思えます。

中学校では、一中が、「グローバル化の視点」。一中は貫禄ですね。英語で発信する場ということで具体的でいいと思えます。それから、二中也「学力向上」のところで、組織的、計画的な補習教室の実施ということで非常に積極的な姿勢が見られる。三中は、「生活指導」の中でいじめ防止のプログラムというのをきちんと入れる。それから、「外部機関との連携」ではキャリア教育、主権者教育というのを取り入れている。

それぞれいろいろ工夫が見られて、バラエティというとおかしいですけども、それぞれの学校の特色が見られて、生徒の能力が発揮されることを期待いたします。

以上です。

○【是松教育長】 ご感想ありがとうございました。よろしゅうございますか。

それでは、平成 28 年度国立市立小・中学校の教育課程の受理につきまして、と年間授業日程並びに各校における休業日の授業の実施についてをあわせまして、皆さんご異議がないようですので、可決でよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 21 号、平成 28 年度国立市立小・中学校の教育課程の受理については可決といたします。



○議題(7) 議案第 22 号 くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第 22 号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、議案第 22 号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

本件は、国立市公共施設予約システムを導入するため、予約方法及び様式の変更などを行い、あわせて文言整理をするため提案するものでございます。

真ん中の 15 ページをごらんいただきたいと思います。くにたち郷土文化館条例施行規則の新旧対照表、横版の資料となっております。

左側の新しい欄、第 1 条の 2、予約システムによる使用の予約についてです。くにたち郷土文化館の講堂、研修室及び特別展示室などを使用する者は、予約システムにおいて、希望する施設、日時などを入力して予約ができること。予約は、抽選、先着順とすること。予約システムを利用する者は、事

前に登録が必要なこと。予約システムの使用の予約、利用の登録について必要な事項は、教育委員会が別に定めることなどを規定しております。

第2条の使用の申請についてです。予約システムの導入に伴い、様式の変更、受付開始日の変更などを改正するものとなっています。

16ページに移ります。第3条 使用の承認、第5条 使用料の納入、17ページの第7条 使用の変更、第8条 使用の取り消し、第9条 使用料の還付 第4項につきましては、様式変更などに伴う改正となっております。

18ページの第16条につきましては、郷土文化館の管理を指定管理者に行わせる場合の読みかえ規定の変更となっております。この規則は、平成28年4月1日から施行します。

なお、予約システム導入に関する利用者への周知に関しましては、市報2月5日号や財団の広報紙オアシス、ホームページなどにて、利用者説明会の開催を周知し、説明会の開催あるいは個々の対応として、施設受付の際に利用者への説明などを行い、順調に準備を進めている状況となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第22号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題(8) 議案第23号 国立市立中学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第23号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、議案第23号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

本件は、国立第三中学校校庭に夜間照明設備を設置したことに伴い、平成28年国立市教育委員会第1回定例会において、議案第3号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について提案し、可決いただいたところではありますが、その改正条例案を現在開催中の平成28年国立市議会第1回定例会に提案しておりますので、条例改正に伴う具体的な予約方法、照明設備使用料の納入方法等の制定などを行い、あわせて文言整理をするため、提案するものでございます。

7ページをござらんください。国立市立中学校の施設の開放に関する条例施行規則の新旧対照表です。同じくA4の横版の資料になります。

左側の新しい欄、第4条 予約システムによる利用の予約についてです。中学校の校庭施設の開放の予約に関しても、総合体育館と同様に、利用者の利便性を向上させる予約システムを導入していくため、予約システムにおいて、希望する施設、日時などを入力して予約ができること。予約は、抽選、先着順とすること。予約システムを利用する者は、事前に登録が必要なこと。予約システムの使用の予約、利用の登録について必要な事項は、教育委員会が別に定めることなどを規定しております。

第5条の利用の手續につきましては、利用申請書の提出期限の変更となっております。

8ページに移ります。第6条 照明設備使用料の納入につきましては、利用許可証の交付のときに、照明設備使用料、1回2時間で1,400円となっておりますが、そちらを納入していただくこと。使用料を徴収したときは、使用料領収書を交付することを規定しております。

第7条の使用料の減免につきましては、総合体育館の規則に準じて、市、教育委員会の主催事業のうち、委員会が特に必要と認めた事業を実施する場合は免除などを規定していること。また、その手續を規定しております。

9ページに移ります。第8条の使用料の還付につきましても、総合体育館の規則に準じて、還付する場合の基準、手續を規定しております。

第9条 現状の回復、第10条委任につきましては、新設しました条項があるため、番号がずれているものとなっております。

10ページに移ります。この規則は公布の日から施行するものです。

なお、冒頭で説明しましたが、この改正規則案のもととなる条例は、現在開催中の市議会に改正条例案を提案しているため、その条例案が市議会でも可決の場合は、本件は有効、否決の場合は無効となる旨、お伝えいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 審議の途中ですが、室内の温度が高くなっておりますので、教育委員並びに説明員におかれましては、暑い場合は上着を脱いでいただいで結構です。

それでは、説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第23号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題(9) 議案第24号 くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 次に、議案第24号、くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、議案第24号くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

本件も、先に説明しました議案第22号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案についてと同様に、施設予約システムを導入するため、予約方法及び様式の変更などを行い、あわせて文言整理をするため提案するものでございます。

14ページをごらんください。くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の新旧対照表となっております。

左側の新しい欄、第1条の2予約システムによる使用の予約についてです。芸術小ホールの施設を使

用する者は、予約システムにて、希望する施設、日時などを入力して予約ができること。予約は、抽選、先着順とすること。予約システムを利用する者は、事前に登録が必要なこと。予約システムの利用の予約、利用の登録について必要な事項は、教育委員会が別に定めることなどを規定しております。

第2条の使用の申請についてです。予約システムの利用の導入に伴い、様式の変更、使用申請期間などは、教育委員会が別に定めることを規定しております。

15 ページに移ります。第3条 使用の承認、第5条 使用料の納入、第6条 使用料の減額または免除、16 ページに移りますが、第8条の使用の取り消し、第9条 使用料の還付 第4項につきましては、様式変更等に伴う改正となっております。

第16条につきましては、芸術小ホールの管理を指定管理者に行わせる場合の読みかえ規定の変更となっております。

21 ページをごらんいただきたいと思います。別表第1になります。芸小ホール内のホールとスタジオにつきましては、従来どおり一斉受付を行い、またその受付日を早め、使用日の7カ月前の月の28日に行うものとしております。

この理由ですが、今までの利用実績、あるいは利用者からのご意見などを踏まえ、予約システムの抽選により施設の予約が決定してしまうと、例えば本番の前日が確保できないというような状況も生じる可能性があり、柔軟な対応が必要なことから、一斉受付を存続させていただいたという状況となっております。

この規則は、平成28年3月28日から施行します。

なお、予約システム導入に関する利用者への周知に関しましても、先ほど説明したとおりと同様に、さまざまな媒体を使って周知し、順調に準備を進めているような状況となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等お願いいたします。

それでは、ないようですので、採決に入らせていただきます。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第24号、くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。

議案審議、ひとまず終わりましたので、次に、報告事項に入らせていただきます。



○議題(10) 報告事項2) 国立市総合基本計画(第5期基本構想・第1次基本計画)について

○【是松教育長】 報告事項2、国立市総合基本計画(第5期基本構想・第1次基本計画)についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、報告事項2、国立市総合基本計画(第5期基本構想・第1次基本計画)についてご説明をいたします。

本件につきましては、平成27年第12回教育委員会定例会で策定作業の状況報告をさせていただきました。今回、基本構想につきましては、3月14日に開催されました市議会の総務文教委員会で、また基本計画につきましては、3月4日に開催をされました市議会全員協議会での審査が終わり、ほぼ形が固まってきましたので、報告をさせていただくものです。

本日は、当日配付の資料といたしまして、基本構想案と基本計画案の冊子を配付させていただいております。

国立市第5期基本構想案につきましては、「人間を大切にする」という基本理念をもとに、まちづくりの担い手としての三つの市民像、また都市像として「文教都市くにたち」を掲げるなど、具体的な内容ができあがっております。詳細につきましては、後ほどお読みいただければと思います。

また、第1次基本計画につきましては、12月にご報告いたしました九つの政策が肉づけをされてきており、教育委員会関係では、政策2の子育て・教育、政策3の生涯学習・文化・スポーツが関係しており、この基本計画に基づき、平成28年度以降、教育委員会としても施策を行っていくこととなります。具体的な目標値なども記載をされており、その目標値の詳細な設定根拠も冊子の107ページ以降に記載をしておりますので、こちらにつきましても後ほどごらんいただければと思います。

今後の流れといたしましては、基本構想につきましては、あす23日より開催されます市議会の最終本会議におきまして採決に付されることとなり、そこで可決されれば決定することとなります。また、基本計画につきましては、3月末に開催される庁議に付議をされ、そこでの確認を経て、決定することとなります。

基本構想、基本計画とも、最終的な内容を現在政策経営部において調整していることから、本日お配りした案から、今後若干の変更があるかもしれません。その点はご了承ください。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。後ほど、ゆっくりご覧いただければと思います。



○議題(11) 報告事項3) 給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況について

○議題(12) 報告事項4) 国立市立学校給食センター施設整備計画について(意見書)

○【是松教育長】 それでは、報告事項3に入ります。報告事項3、給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況について、それから関連しまして、報告事項4、国立市立学校給食センター施設整備計画について(意見書)に移ります。一括して説明をお願いいたします。

本多給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 それでは、まず、報告事項3、給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況についてご報告申し上げます。

まず、1の給食センター更新計画に関する検討部会の設置経緯と目的ですが、現給食センターは、経年により、施設、内部設備ともに老朽化しており、給食提供施設を更新する必要があります。そこで、給食提供施設更新に当たっての基本的な理念、給食の提供方式、事業手法等についての検討を開始しました。

2の検討部会委員構成は、表のとおりでございます。

3の国立市の給食提供における基本理念ですが、1ページ下段の(1)食の安全性の確保から、2ページ下段の(6)付帯事業の検討まで、6項目としてまとめてございます。

3ページの4.各給食提供方式の検討と、5.事業手法の検討については、提供方式、事業手法を5ページから7ページの表に整理いたしました。

次に、6.検討部会における検討状況ですが、(1)給食提供方式についてですが、国立市の状況に鑑みて評価を行い、センター方式が比較優位であると判断しております。また、現在の第1、第2

給食センターを統合して、より高い水準を目指すこととします。

(2)の運営手法についてですが、全国的には民活手法を導入する事例が増加しております。国立市においても、民間の持つアイデアやノウハウ、技術の活用が期待され、衛生水準のさらなる向上やおいしい給食への工夫などが期待できると考えております。また、国立市が指導と監督を行うことにより、従前どおり責任を持つことは当然必要であると考えております。

4ページの(3)給食提供施設の運営の仕組みについてですが、現在運営されている国立市立学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会等は、今後も引き続き活動を行い、学校及び保護者が給食づくりにかかわっていくことが必要であります。

次に、(4)現時点での検討の到達点と今後の取り組みについてですが、今後はこの検討内容を基礎として基本計画を定め、事業へ向けて推進していきます。望ましい提供方式として、センター方式を位置づけし、後は民活手法の導入を前提とすべきと考えております。

PFI等の公民連携手法の具体的な導入可能性については、次年度以降も引き続き検討を行うことが必要と考えております。また、用地の選定及び確保を行うことが必要であり、その上で付加機能、付帯事業をどこまで行うかを決定し、PFI等の導入可能性調査を実施し、施設や機器の検討等を行い、施設整備に関する構想の具現化を行うべきとしております。

7.今後のスケジュールにつきましては、おおむね図に示した流れで進んでまいります。

なお、本報告は、3月14日開催の国立市議会総務文教委員会にて報告済みのものでございます。

次に、報告事項4、国立市立学校給食センター施設整備計画について(意見書)についてご報告申し上げます。

本意見書については、2月25日に開催した国立市立学校給食センター運営審議会において、給食センター更新計画に関する検討部会の検討状況についての概要を報告し、内容について各委員より意見をいただきましたが、最終的に下記に記載のとおり、2点の意見について決定したため、教育委員会へ報告するものであります。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等お願いいたします。

総務文教委員会で報告をして、総務文教委員会からのご意見、ご感想を集約していましたら報告をお願いいたします。

○【本多給食センター所長】 総務文教委員会では、今後の本計画を策定していくにあたり、今後の流れについてどのような形で進んでいくかというようなことで、ここにも示してあります7番のスケジュールについて聞かれたことや、この検討部会の検討状況が、市として正式に決定したのかという質問もございました。これは、あくまでも検討部会での現在の検討状況の報告ですので、まだ市として正式にこの内容で計画が決定したということではございませんという内容の答弁をしているところでございます。

○【城所委員】 質問です。

○【是松教育長】 城所委員、お願いします。

○【城所委員】 運営審議会のほうから2点、ご意見をいただいたのですが、2番目の差し戻して再検討していただきたいということでご意見をいただいているのですが、今、本多給食センター長のおっしゃったことは、今後、再検討していくと受け取ってよろしいのですか。

○【是松教育長】 本多給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 基本的にはおおむねこの骨子に示しました内容について、固めていきたいと思っています。ただ、運営審議会の委員からいただきましたご意見について、5ページから7ページの比較表など、もう少し詳細に検討したほうがいいのではないかということでしたので、それについては、現在検討部会の中でさらに検討する内容があるかどうか、検討させていただいているところでございます。

○【城所委員】 わかりました。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 若干補足いたしますと、検討部会については、おおむねこういったものを少し整理して、報告書という形で作成いたします。それを庁内のストックマネジメント検討委員会と言われてる政策経営部の特命部長を委員長としている上部組織に報告いたします。その中で検討され、さらに市長をトップとした本部会議というものがありますので、そちらで検討された上で、今後の市の施策を決定していく。

ですから、そういった過程の中で、例えばこのような意見があって、改めて部会で検討しなさいということがあれば、部会で再検討することもあるかもしれませんが、基本的にはある程度、部会で固まって出てきたものを、上部組織で検討して固めていくというようなことになろうかと思えます。

それから、一番については、明確にこういった方式は反対ですという意見ですので、そういった意見も踏まえながら、検討していくということになろうかと思えます。

○【城所委員】 では、ご意見として頂戴しておくということなのですね。わかりました。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

山口委員。

○【山口委員】 今後のスケジュールの大まかなめど、年数のめどとかは、全く立てられていない状況なのですか。用地が大変だということはわかっていますけれども。

○【是松教育長】 本多給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 ここには具体的に平成 28 年以降の何月ということまで記されてございませんが、おおむね平成 28 年度末に至らない範囲でなるべく早い時期に計画をまとめて、議会や市民の方にも報告していくような形で目指していきたいと考えております。

それから、用地の部分については、まだ全然決まっておきませんので、それはそれで進めていかなければならないと思っております。

○【是松教育長】 とりあえず、平成 28 年度内には遅くとも、基本計画までを立ち上げていくと。その基本計画の内容に応じて、用地の検討、交渉・取得等、具体的に入っていく形になろうかと思えます。その部分については、まだ、いつからいつまでの間にということまでは行きついてないということですね。

○【山口委員】 わかりました。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。



○議題 (13) 報告事項 5) 平成 27 年度国立市文化財指定・登録について (答申)

○【是松教育長】 それでは、報告事項 5、平成 27 年度国立市文化財指定・登録について (答申) に移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成 27 年度国立市文化財指定・登録について（答申）につきましてご報告申し上げます。

1 枚目の答申文、下段に記載していますとおり、平成 27 年度は諮問時に候補として上げていました指定文化財の追加指定及び名称変更として、緑川東遺跡出土石棒 4 点、（附）深鉢形土器残欠 3 点、登録文化財として、青柳地蔵堂内石造地蔵菩薩立像・石造六地蔵立像 7 軀となりました。

それでは、次のページ、1 ページをごらんください。平成 27 年度国立市指定・登録文化財理由書です。

まず、国立市指定文化財の追加指定及び名称変更、緑川東遺跡出土石棒 4 点、（附）深鉢形土器残欠 3 点についてです。緑川東遺跡出土石棒 4 点につきましては、既に平成 26 年に市の指定文化財としておりますが、今回、附として深鉢形土器残欠 3 点を追加指定するものでございます。

その理由は、これら 3 点の土器は、石棒と同じ遺構から出土されており、在地系土器と関西系土器の関係性、水銀朱の利用を示す最古級の事例と言える資料であり、また、石棒 4 点の具体的な埋納時期を示す史料としても非常に重要な資料と言えるためです。

参考資料としまして、2 ページから 7 ページに資料をつけております。後ほどごらんいただければ幸いです。

次に、国立市登録文化財、青柳地蔵堂内石造地蔵菩薩立像・石造六地蔵立像 7 軀です。

恐縮ですが、1 点修正をお願いしたいと思います。こちら 1 ページの表題の真ん中ぐらいに、「国立市登録文化財候補」ということで、「候補」の部分を削除願いたいと思います。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

こちらにつきましては、本資料は青柳地蔵堂内に安置されている 14 軀の石造物のうち、元文 4 年、1739 年に造立された石造地蔵菩薩立像と、天明 3 年、1783 年に造立されたことが判明している 1 軀を含む石造六地蔵立像です。本資料は欠損が少なく、年代が判明しているという点において貴重な資料であり、青柳村の習俗を語る上でも重要なものとなっております。

こちらも、参考資料を 8 ページから 11 ページにつけております。

簡単でございますが、以上が平成 27 年度国立市文化財指定・登録についての答申となります。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。



○議題（14） 報告事項 6） 市教委名義使用について（5 件）

○【是松教育長】 それでは、続いて、報告事項 6、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成 27 年度 2 月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認 5 件となっております。

まず、東京都国立市立国立第二中学校 P T A 主催の「いじめ おとなができること」です。いじめの解決のために大人が何をできるか考えることを目的に、「いじめ おとなができること」と題し、広く市民を対象に、平成 28 年 3 月 6 日 14 時より、国立第二中学校第二音楽室において講演会を行います。参加費は無料です。

2 番目は、社会福祉法人国立市社会福祉協議会主催の「平成 27 年度国立市社会福祉協議会子育て部会主催講演会」です。小中学生の保護者や市民が、子どもとのかかわりを考える機会とすることを

目的に、「『うるせい！くそばばあ』といわれたら赤飯を炊こう」と題し、思春期の子どもの成長に関する講演会を行います。開催日時は、平成 28 年 3 月 3 日 18 時より、会場は、くにたち福祉会館 4 階大ホールで、参加費は無料となっております。

3 番目は、国立大学法人一橋大学主催の「平成 28 年度一橋大学春季公開講座」です。今回は「憲法のいま」をテーマに、5 名のパネリストによるシンポジウム形式の講座を平成 28 年 6 月 4 日 14 時より、一橋大学国立西キャンパス本館 21 番教室において行います。参加費は無料となっております。

4 番目は、ボランティアチーム・如水コンサート企画主催の「第 29 回くにたち兼松講堂音楽の森コンサート『小菅優の“ベートーヴェン詣”』」です。今回は、平成 28 年 6 月 12 日 14 時より、一橋大学兼松講堂において、ベートーヴェン、ピアノ・ソナタ第 1 番へ短調 Op. 2-1 などを演奏いたします。入場料は、S 席 4,000 円、A 席 3,000 円、学生券 1,500 円となっております。

5 番目は、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団主催の「日本フィル夏休みコンサート 2016」です。音楽を日常的に楽しむ習慣の定着や音楽文化発展に寄与することを目的に、フル編成のオーケストラの演奏、音楽とバレエを組み合わせた演出、参加者も含めた合唱の 3 部形式のコンサートを開催いたします。開催日時は平成 28 年 7 月 16 日 14 時より、会場は府中の森芸術劇場です。参加費は、S 席 5,200 円（子ども 3,200 円）、A 席 4,200 円（子ども 2,500 円）、B 席 3,200 円（子ども 1,800 円）です。

以上、5 件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認いたしました。

○【是松教育長】 市教委名義使用についての報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。



○議題 (15) 報告事項 7) 要望書について (1 件)

○【是松教育長】 それでは、報告事項 7、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は 1 件です。

子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「教委に『教員育成協議会創設、教員育成指標策定』を強制する教特法改悪案を国会に上程しないよう、文科省に意見書を出して頂きたい等の要望書」をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、感想等ございましたら。

山口委員。

○【山口委員】 教員の育成、養成ということで、いろいろ国のほうも考えてやっていることに対するご意見だということで、やはり教員の育成は本当に大事なことなので、それは重大な関心を払ってみていく必要がありますね。先生も一人一人頑張っていますので、子どもに影響を与えていく、それをみていくということ。今までやってきたつもりですし、これからもやっていくつもりでいるとは思っております。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

私のほうからも、少し意見を述べさせていただきます。本要望書のもととなりましたのは、平成 27

年 12 月 21 日に中央教育審議会から答申されました三つの答申、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」。それから、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」。それから、今回の要望書の中にも少し触れられた内容が出てまいります、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」という三つの答申を受けまして、文科省におきまして、去る 1 月 25 日に、「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」という形で打ち出されたプランに関してでございます。

プランの大きな柱として、先ほどの三つの答申を受けて、地域と学校の連携、協働に向けた改革、学校の組織運営の改革、それから教員制度の一体改革という中で、この教員制度の一体改革の中にキャリアシステムを構築していくのだということ、その一つの手法として教員育成協議会の構築をし、そこにおいて教員育成指標の整備を行っていくということが打ち出されております。

この教員育成指標に関しましては、養成・採用・研修を通じた方策をするということで、教員は学校で育つという考えのもとに、教員の学びを連続的に支援していくのだということでございます。養成段階への支援、採用段階での支援、それから現職研修における支援ということで、この教員育成指標について、主に都道府県、指定都市との教育委員会と地域の教育機関、大学等の教育機関等で協議調整して、それぞれの地域の特色を持った教員育成をしていく。ただし、この育成指導のもと、文科省のほうで、ガイドラインが示される内容のプランだと聞いています。

具体的に育成協議会での教員育成指標がどういうものになっていくかは、この後の経過を待つしかないのですが、いずれにしても、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について、何らかのアクションを起こさなくてはいけないということで行われていることだと思っております。ある意味、これが効果的に教員の資質能力の向上につながるように期待をしてやまないものであります、一方、またこうした教員養成のシステムが、過度の教員の負担にならないように、その部分については、文科省としてもそれなりの教員体制、職員体制をしっかり行っていただきたいと思っております。

また、具体的に、その資質能力の向上について成果が上がるような Plan-Do-See を常に見きわめながら、この教員育成指導はその都度見直していただけたらなというようにも思います。今後、注視していきたい内容だと思っております。

以上です。

○【高橋委員】 一言お願いします。

○【是松教育長】 高橋委員。

○【高橋委員】 同じように、12 月に中教審の答申が出まして、1 月に文科省での研修会に参加して、チーム学校という学校現場が非常に忙しいという中で、どう支援ができるかという観点から、人材の多様な活用というところを私たちも学んできましたし、この場でも報告した通りです。ですから、学校現場が、また、教職員がこれ以上多忙にならないように、いろいろな方策を講じて、支援していくことが大事なことだと認識していますので、教育長と同じです。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございますが、4月26日火曜日、午後2時から、こちら教育委員室で予定をさせていただきます。

以上です。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は4月26日火曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後3時45分開会